

令和元年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針

法 務 省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和元年度における法務省の中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標

1 中小企業者向け契約目標

令和元年度における官公需予算総額に占める中小企業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が53.0%、金額が約642億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置

中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

本省及び地方支分部局等の「官公需相談窓口」において、中小企業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、競争入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、相談者に対する必要な指導に努めるものとする。

3 適正な納期・工期の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

4 共同調達における事例の活用

共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、配送エリアなどについて中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 競争入札における下位等級者の参加の推進

競争入札における競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

6 調達手続の合理化

電子調達システムを利用した競争入札を実施することにより、競争参加者の拡大を図るものとする。

7 地域の中小企業者の積極的活用

少額の随意契約を行う際には、調達機関が所在する地域の中小企業者を見積先に含めるよう努め、受注機会の増大を図るものとする。

8 事業継続力が認められる中小企業者に対する配慮

自然災害等の発生時においても安定的な供給体制の確保が必要とされる調達を行う際には、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者の積極的な活用を図るものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、上記第2の取組に加え、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者からの相談における対応

「官公需相談窓口」における新規中小企業者からの相談においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すものとする。

2 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、「ここから調達サイト」の情報などを活用し、国等からの調達実績の少ない新規中小企業者も見積先に含めるよう努めるものとする。

3 官公需適格組合についての周知

大臣官房会計課は、官公需適格組合制度について、各調達機関に対して引き続き周知を図るものとする。

第4 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

1 本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての調達機関（地方支分部局等を含む。）に適用する。

2 推進連絡会議の設置

中小企業者の受注の機会の増大のため、省内に別紙のとおり推進連絡会議を設置する。

なお、推進連絡会議においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達機関に対し改善策を指示する。

中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制

